

# そよ風の森入所申込

## 申し込の手順

《意見書用紙・申込用紙はそよ風の森にあります》

### ①意見書の作成

- ・まず担当のケアマネージャーさんに意見書作成を依頼してください。
- ・入院中の場合又は老健施設入所中の場合は、相談員さん等に依頼してください。

### ②意見書の提出

- ・意見書ができましたら、そよ風の森に提出してください。提出の際は、事前に電話にてご連絡いただき、来所の日程調整をお願いいたします。

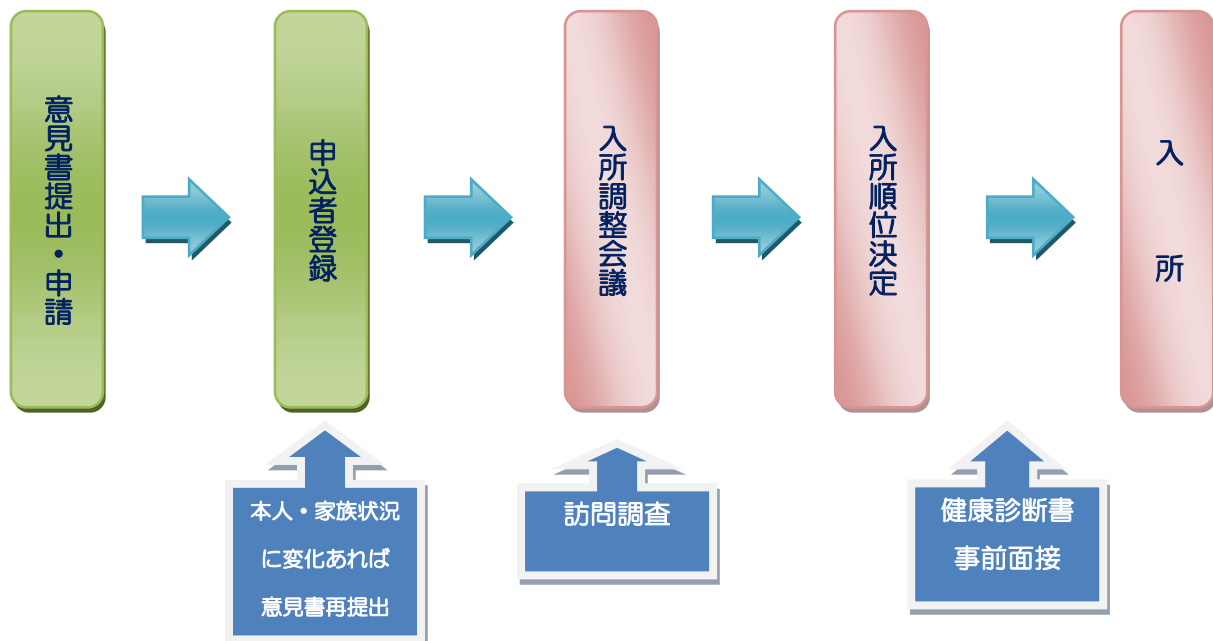
### ③申込書の提出

- ・入所申込用紙は意見書と一緒に渡しますので、もれなくご記入の上意見書と一緒に持参ください。尚、内容確認等に30分程度お時間をいただきます。

### ④ご持参いただくもの

- ・介護保険証（写し可）

## 申し込みから入所まで



## 1. 入所要件

○要介護 3～要介護5の要介護認定を受けており、在宅生活継続が困難となった方。

（特例入所 要介護 1～要介護 2 の方は要件により申込を受ける。）

○入所意思は本人の自己決定が基本です。認知症等により本人が判断できない場合は、総合的に代理人が入所の同意を判断することになります。

○山形県特別養護老人ホーム入所指針に基づくそよ風の森入所取扱い要綱により、入所希望者の中から確定された方が入所できます。

○医療依存の高い方、並びに感染症に罹患されている方は入所ができない場合があります。

## 2. 受診等について

○そよ風の森には嘱託医の先生による回診が週1回あります。入所されると嘱託医の先生が長期入所の方の主治医となります。緊急の場合や検査治療等が必要な場合は病院受診となります。

○そよ風の森の協力医療機関は公立置賜総合病院です。協力医療機関以外を受診する場合にはご家族の付き添い送迎となります。

○定期受診や検診等の場合は、そよ風の森の職員が付き添い及び送迎を行います。

○緊急受診及び検査のための受診など、ご家族の同席が必要な場合があります。特に各種の同意は施設職員ができないものですので、身元引受人(代理人)の方がお願いされることとなります。

## 3. 入院について

○利用者が入院となった場合、入退院の送迎はそよ風の森が行います。

○協力病院（公立置賜総合病院）以外の病院に入院又は転院する場合は、そよ風の森が送迎できない場合もあります。

○入院中の衣類の洗濯やオムツの補充は、ご家族にさせていただくこととなります。

○入院費の支払いは、ご家族の方にさせていただくこととなります。

## 4. 医療費と薬代の支払いについて

○医療費及び薬代の請求があった場合には入所時に作らせていただいた山形中央信用組合小松支店の口座より引落させていただきます。口座の残高の確認をお願いします。

・川西診療所 ・アイン薬局 ・公立置賜総合病院（受診した場合のみ）

## 5. 利用料金について

○利用料金は口座引き落としとしてお願いしております。（振替日：翌月 27 日）

○請求書は翌月 10 日以降郵送いたします。

《料金表》：介護保険制度・報酬改定及び施設体制等により変更となります

①介護保険基準サービス《 料金表：1日あたり：円 》

(令和5年5月1日～)

※介護保険の1割負担の場合(2割負担は倍額)には、1円以下の金額が発生することがあるため、実際の請求金額と以下の料金表とは異なる場合があります。

要介護度別サービス利用料金	区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険給付対象1割分	多床室	573	641	712	780	847
	従来型個室	573	641	712	780	847

※以下の加算は制度改正又は県に届けている体制に変更があった場合にはその都度変更となります。

その他(体制加算)	単位(円)	内 容
夜勤職員配置加算Ⅲ	16/日	従来型施設において夜勤職員を一定以上配置
看護体制加算Ⅰ	4/日	常勤看護師を1名以上配置し且つ基準以上の配置と連携体制整備
看護体制加算Ⅱ	8/日	看護職員の数が、常勤換算方法で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上配置
日常生活継続支援加算	36/日	重度者(介護度又は認知症)の割合、要喀痰吸引者の割合
個別機能訓練加算Ⅰ	12/日	機能訓練指導員により個別機能訓練計画書を作成・実施した場合
個別機能訓練加算Ⅱ	20/月	上記に加え、日常生活動作(食事・排泄・入浴等)の評価を行った場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50/月	さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合
栄養マネジメント強化加算	11/日	常勤の管理栄養士2名以上の配置 栄養ケア計画の作成と実施・評価を行った場合
口腔管理衛生加算Ⅱ	110/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを月2回以上実施・評価を行った場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ		介護サービス費合計額(月)の8.3%
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ		介護サービス費合計額(月)の2.7%
介護職員等ベースアップ支援加算		介護サービス費合計額(月)の1.6%

状況に応じた給付(該当者のみ)	単位(円)	内 容
初期加算	30	入所日から30日。30日以上入院後再入所から30日も同様
安全管理体制加算	20	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合 (入所時に1回限り算定)
外泊時費用	246	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊した場合(月6日限度)
療養食加算	23	療養食を提供した場合(配置医師による食事箋)
看取り介護加算Ⅰ①	72	看取り体制のもと死亡日以前31日以上～45日以下に加算
看取り介護加算Ⅰ②	144	看取り体制のもと死亡日以前4日以上～30日以下に加算
看取り介護加算Ⅰ③	680	看取り体制のもと死亡日前日及び前々日(2日間)に加算
看取り介護加算Ⅰ④	1,280	看取り体制のもと死亡日に加算

居室にかかる 自己負担額	区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	左記以外
	従来型多床室	0	370	370	370	855
	従来型 個室	320	420	820	820	1,171

食事にかかる 自己負担額	区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	左記以外
			300	390	650	1,360

## ②①以外のサービス

サービス名称	単位(円)	内 容
理容費	2,500	毎月第2・第4月曜日に実施(川西町理容協賛店様)
外出行事参加費	1,500	花見や買い物等の外出(川西町内外)

③1ヶ月あたりの金額：制度改正及び加算該当などにより金額に誤差が生じることがあります。下記の金額はあくまでも目安額です。

【従来型多床室】：単位(円)/月(31日)

令和5年5月1日以降

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	32,540	34,914	37,393	39,767	42,105
第2段階	46,800	49,174	51,653	54,027	56,365
第3段階①	54,860	57,234	59,713	62,087	64,425
第3段階②	86,435	79,244	81,723	84,097	86,435
上記以外	96,245	98,619	101,098	103,472	105,860

【従来型個室】：単位(円)/月(31日)

令和5年5月1日以降

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	—	—	—	—	—
第2段階	48,350	50,724	53,203	55,577	57,915
第3段階①	68,810	71,184	73,663	76,037	78,375
第3段階②	90,820	93,194	95,673	98,047	100,385
上記以外	106,091	108,415	110,894	113,268	115,606

※ 介護保険負担割合1割の場合の表です。(2割・3割負担の場合は介護サービス費が2倍・3倍になります。)

### ◆介護保険負担限度額認定(所得階層別負担限度額)

介護保険制度では、世帯の収入に応じて「食費」「居住費」の自己負担限度額が設定されています。住民税非課税世帯の方であれば1～3段階の何れかに該当することとなりますが、一時的に収入があった場合、1年間是非該当となることがありますのでご注意ください。

そよ風の森(特養)に入所されますと、住所は施設の住所に変更する(民法)ことになり単身世帯となります。よって個人の収入に対する課税状況で限度額認定の該当・非該当が決定されます。

特別養護老人ホームそよ風の森

TEL 0238(46)2121

入所担当：中村・小野